

よくある質問(児童)

番号	該当サービス種別	加算名等	質問内容	徳島県からの回答
1	児童発達支援 放課後等デイサービス	専門的支援体制加算	現在、理学療法士等を配置する場合の専門的支援体制加算を取得しています。対象となる理学療法士2022年8月15日付で退職することとなりましたが、8月15日までは加算の対象となるのでしょうか。それとも8月は対象とすることができないのでしょうか。	月に常勤換算で1.0あれば算定可能。
2	児童発達支援 放課後等デイサービス		利用児に対するサービス提供時の日々の記録についてですが、紙媒体で保管する必要があるのでしょうか。電子記録媒体による保管でもよいのでしょうか。	令和3年3月23日付事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について」で電磁的記録については認められている。
3	児童発達支援 放課後等デイサービス		長期休暇時の登校日について、登校日は休業日としての取り扱いで大丈夫でしょうか？(台風時や普段の学校が行事ごとなどで振り替えのお休みになった際は、休業日として取り扱いをしています)	登校日が学校休業日にあたるかを教育委員会等で確認してもらいたい。学校休業日とは、学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日(公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日)または、学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日(例えば、台風等により臨時休校となる日)、臨時休校の日(例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日)なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。
4	児童発達支援 放課後等デイサービス	欠席時対応加算	利用者が連絡無く、他事業所を利用した。その場合、欠席時対応加算を算定できるか。	基本的に同日に異なる事業所が報酬を算定することは想定されていない。そのため、児童が他事業所を利用した場合は、欠席時対応加算を算定することはできない。
5	児童発達支援 放課後等デイサービス	欠席時対応加算	昨日、台風で休業しました。19日利用予定の利用者に欠席対応加算は計上していません。休業を決める前、先週に休む旨を聞いており元々欠席対応加算、コロナによる代替の支援加算を計上する予定だった利用者はどうなりますか？休業した日は全員計上できませんか？	欠席時対応加算は、事業所が開所している中で、利用児童が急に欠席をする際に算定するものであるため、事業所を開所して、利用児童らに休みの連絡を事業所から入れた場合は算定不可。コロナによる代替手段についても同様。加算が算定できる条件は、職員が事業所に出勤しており、事業所を開所できる状態にあること。
6	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員加配加算	児童指導員等加配加算の取得要件について	基準配置職員に加えて、職員を常勤換算で1.0以上配置していること。加配職員がいない日に加配加算を算定する場合、保護者からするとその場にはいない人への加算を支払っているように見えてしまうため、加算の仕組みを説明するなど、保護者の理解をよく得ておくこと。
7	児童発達支援 放課後等デイサービス	専門的支援体制加算	専門的支援体制加算の取得要件について	基準配置職員に加えて、職員を常勤換算で1.0以上配置していること。加配職員がいない日に加配加算を算定する場合、保護者からするとその場にはいない人への加算を支払っているように見えてしまうため、加算の仕組みを説明するなど、保護者の理解をよく得ておくこと。
8	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算の職員が送迎に出てもよいのか。	留意事項通知より「算定対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とすること。」と示されているので基本サービス提供時間内の送迎は不可。しかし、送迎職員が急遽休みになる等で当日サービスに支障が出る場合には送迎することは可能。

よくある質問(児童)

番号	該当サービス種別	加算名等	質問内容	徳島県からの回答
9	児童発達支援 放課後等デイサービス	専門的支援体制加算	専門的支援体制の職員が送迎に出てよいのか。	
10	児童発達支援 放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算 専門的支援体制	同一職員で児童指導員等加配加算及び専門的支援体制を取得することは可能か。	不可。児童指導員等加配を取得する場合には、給付費の算定に必要な職員(専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要な従業者の員数を含む。)となっているため。専門的支援体制についても、同様。
11	児童発達支援 放課後等デイサービス	人員配置	重症心身障害児の事業も提供時間を通じて、嘱託医、看護職員、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、児童発達支援管理責任者を配置する必要があるのでしょうか	看護職員、児童指導員又は保育士はサービスの時間を通じて配置が必要。機能訓練担当職員については、機能訓練を行う時間のみの配置があればよい。
12	児童発達支援 放課後等デイサービス	人員配置	営業日以外に利用希望がある場合、職員について同様に配置が必要でしょうか	サービスを提供するのであれば、サービス提供時間を通じて基準職員の配置が必要。
13	児童発達支援 放課後等デイサービス	人員配置	週5日開所していたが、週6日に増やしたい。その際、基準配置に常勤職員が勤務体制上いない日が出てくるが、非常勤の職員でまかなってもよいのか。	令和5年3月3日付事務連絡より、常勤職員の公休または有休の日については非常勤の職員でまかなっても構わない取り扱いへ変更。
14	児童発達支援 放課後等デイサービス	人員配置	児発管を2人置く予定だが、1人目の児発管がいるときは、直接処遇職員との兼務は可能か。	1人目の児発管が専任でいるのであれば、2人目の児発管は直接処遇職員との兼務可能。勤務時間は直接処遇と児発管に分けて管理すること。
15	児童発達支援 放課後等デイサービス	資格要件	機能訓練担当職員(心理)の認定要件について。心理学の専修若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とは。	心理学部を卒業していることを条件にしている。教育学部で一部心理学を学んでいる人もいるが、専修とはいえない。少なくとも、認定心理士が取得できる単位数と同等のものを修めていること。
16	児童発達支援 放課後等デイサービス	人員配置	利用児が0人でもサービス提供時間内には基準配置が必要か。	サービス提供時間内については、利用児が0であっても基準配置は必要。サービス提供時間内においては、原則いつ児童が来ても対応できるようにしておくこと。
17	児童発達支援 放課後等デイサービス	定員	多機能型事業所において、午前児発、午後放デイを行っているが、事業所の定員10名とすると児発と放デイそれぞれに10名の定員と考えてよいのか。	多機能型において、事業所の定員を10名と定めているのであれば児発と放デイを合わせて10名という捉え方になる。児発と放デイそれぞれに10名とするのであれば、定員は20名となる。
18	放課後等デイサービス	その他	不登校で学校に行くことができていない利用児の報酬算定について、所属している学校と実際に通っているフリースクールのどちらの休業日をカウントするべきか。	放課後等デイサービスを利用できる児童は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学しているものをさすため、フリースクールは該当しない。そのため、利用児が所属している学校で判断されたい。

よくある質問(児童)

番号	該当サービス種別	加算名等	質問内容	徳島県からの回答
19	放課後等デイサービス	その他	R4.4.1から成人年齢が18歳に引き下げられたところだが、放課後等デイサービスにおいて、18歳以上の利用者の場合、利用者本人と契約をするということか。	18歳であれば契約者は利用者本人となる。ただし、利用者本人が契約の内容を理解できないなどの状態であれば、保護者が代理で同意をしたりすることは可能と考える。基本的には者のサービスと同じ考え方でOK。
20	児童発達支援 放課後等デイサービス	人員配置	時短勤務者を加配職員として配置している。加算の算定は可能か。時短勤務のため、常勤換算常では1.0に満たない。	時短勤務職員については、「育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合について、30時間以上の勤務で、常勤扱いとする」もの。そのため、当該職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合においてのみ、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う(常勤換算0.7となる)。時短勤務者が育児・介護休業により、時短となっている場合にのみ適応される。
21	児童発達支援 放課後等デイサービス	資格要件	養護教諭は児童指導員になれるか？	養護教諭は児童指導員にはならない。
22	児童発達支援 放課後等デイサービス	欠席時対応加算	1回の電話連絡で、当日と翌日の欠席時対応加算の算定は可能か。	不可。算定要件の相談援助が1回しか行われていないため、欠席の連絡が2日分あったとしても、連絡を受けた当日分のみしか算定できない。
23	児童発達支援 放課後等デイサービス	送迎加算	送迎の業務を外部に委託しても構わないか。その際、送迎加算を算定することは可能か。	可能である。
24	児童発達支援 放課後等デイサービス	資格要件	児童指導員任用資格の「大学の学部又は大学院で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」に短期大学部は該当するか。	短期大学は含まない。